「富山県眺望景観保全指針」策定の基本的な方針

1 趣 旨

富山県では、県内の優れた景観が県民の郷土への誇りと愛着を育むだけでなく県のイメージアップや観光資源としても活用されるよう、平成18年から令和3年にかけて景観条例に基づき優れた景観を望むことができる60地点を「ふるさと眺望点」(愛称:とやまビューポイント)として、県景観審議会の審議を経て指定してきた。

この度、これらの眺望景観がよりよい姿で次代に継承されることについて、土地所有者等、地域住民、市町村の関係者に協力いただけるよう保全指針を作成する。

2 指針の構成

- (1) 対象とする眺望景観
- (2) 眺望景観の類型
- (3) 類型別眺望景観の現況等
- (4) 土地所有者等、地域住民及び公共団体の役割
- (5) 各眺望景観の関係者の配慮事項

3 指針の性格

- ・とやまビューポイントが県民の地域への誇りと愛着を育み、県のイメージアップ や観光振興にも資するものとする。
- ・土地所有者等の関係者に求める配慮事項は、義務や努力義務の対象とはせず、優れた眺望景観の保全のための手引きとする。
- ・指針に適合しない行為が行われたときも、当該行為を行った者に対して、原状回復を求める根拠としない。